

## 公述意見の要旨及び津山市の見解

令和2年2月3日(金)から2月17日(金)まで津山広域都市計画伝統的建造物群保存地区の決定原案の縦覧を行ったところ、1名の方から公述申立書の提出がありましたので、令和2年3月19日(木)に津山市都市計画公聴会を開催しました。公聴会における意見の要旨とこれに対する市の考え方は次のとおりです。

### 1. 公聴会

日時：令和2年3月19日

場所：津山市役所 2階 大会議室

### 2. 都市計画の原案の概要

種類：伝統的建造物群保存地区の決定

名称：城西伝統的建造物群保存地区

位置：津山市坪井町、宮脇町、西今町の一部、西寺町の一部、茅町の一部、小田中の一部

面積：約12.0ヘクタール

	【意見の要旨】	【意見に対する見解】
1	<p>&lt;ゲスト用の大型駐車場の設置&gt;</p> <p>この重伝建と一体をなして設置するものに、来訪者の駐車場がある。決定理由書の原案には駐車場についての記述がない。</p> <p>城東地区の隣地には無料駐車場がり、重伝建見学者はもとより様々な行事の来訪者等に活用され感謝されている。</p> <p>城西地区にも同様の多目的無料駐車場の設置が地元住民から強く要望されている。城東地区と同じく、多目的駐車場として設置して頂きたい。</p>	<p>今回の都市計画の原案は、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、「伝統的建造物群保存地区」を定めるものです。</p> <p>来訪者用の駐車場については、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されたのち、地元住民等と十分な協議のうえ検討する方針です。</p> <p>ご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>